

震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係る運用上の指針

令和4年12月27日

第1 目的

過去発生した震災時等においては、平常時とは異なる臨時的な危険物の取扱いや、避難所をはじめとする危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵、取扱いの必要が生じ、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書きに基づく、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

このことを踏まえ、春日部市では震災時等において必要となる危険物の仮貯蔵、仮取扱いに係る安全対策及び手続き等について運用を定め、速やかな承認手続きにより迅速な災害復旧を図ることを目的としています。

第2 安全対策等

震災時等の被害状況により危険物施設以外の場所（少量危険物貯蔵・取扱所を含む。）での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される場合の安全対策に係る事項は、次のとおりです。

【震災時等に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態の例】

- ① 移動タンク貯蔵所から車両・重機等及びドラム缶等への給油・注油
- ② 変圧器の修繕、点検のため変圧器内部の絶縁油の抜取り等
- ③ 施設の改修、点検、解体をするための残油の抜取り等
- ④ ドラム缶等の運搬容器による車両用燃料等の貯蔵
- ⑤ 電源確保のため、非常用発電機や仮設発電機への燃料給油
- ⑥ 救援物資等の集積場所で危険物を貯蔵（防災拠点及び各種防災備蓄倉庫等）

1 安全対策に係る共通対策

<危険物の取扱い場所>

- ・可能な限り屋外で行うこと。
- ・やむを得ず屋内で行う場合は可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

<保有空地の確保>

- ・原則、危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号。以下「政令」という。）第16条第1項第4号の規定（屋外貯蔵所の保有空地）の例によること。

<標識等の設置>

- ・見やすい位置に標識・掲示板を立て関係者に注意喚起を行うこと。

<流出防止対策>

- ・流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定すること。
- ・危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットや簡易の防油堤等、必要な流出防止対策を講ずること。

<火気使用の制限>

- ・保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

<静電気対策>

- ・ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム缶本体、詰め替え容器）及び、給油に使用するドラムポンプ等のアースを確保すること。
- ・静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること）を確保すること。
- ・絶縁性素材の用具は極力使用しないこと。（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること。）
- ・危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等、静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れ、人体の帯電量を小さくしておくこと。
- ・作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。
- ・給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。
- ・第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

<消火設備の設置>

- ・取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。

<取扱い場所の管理>

- ・危険物を取り扱う場所は明確に区分し、侵入防止、施錠等により関係者以外の立入りを厳に禁ずること。

<危険物取扱者の立会い等>

- ・危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取扱うか、又は必ず危険物取扱者が立ち会うこと。
- ・危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱いに関する有資格者等、専門知識を有する者が行うこと。

<二次災害の発生防止>

- ・余震発生、避難勧告発令時等の対応についてあらかじめ定めておくこと。

<安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備>

- ・必要となる資機材等について、当該場所以外の場所から調達する場合の調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

<ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い>

- ・屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。
- ・ガソリン等の第4類第1石油類及び第2石油類を、夏場の気温上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、厳に慎むこと。
- ・ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。
- ・燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。
- ・ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになると自動的に給油を停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位

置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

<危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り>

- ・変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。
- ・1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き取りを同時に行わないこと。

<移動タンク貯蔵所からの給油、注油等>

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とし、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

- ・危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。
- ・吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。
- ・移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。
- ・ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。
- ・移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では、吹きこぼし防止に細心の注意を払うこと。

なお、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合において、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。

- ・給油時の漏れ・あふれ等による流出事故の発生危険性（満量時の自動停止機能や最大吐出量の設定等による、給油時の漏れ・あふれ等の防止等。）
- ・流出事故が発生した場合の火災発生危険性（万一流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜

- や排水溝、貯留設備による被害拡大の防止等。)
- ・火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油に関係ない者の立入りの管理及び給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中への対策等。)
 - ・火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（防火塀、隔壁等による周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大への対策等。)

3 ガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について【別紙1】を参考にすること。

第3 事務手続き

第2に基づく安全対策を講じる場合の事務手続きは【別紙2】「震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー」を参考に、以下により行うこと。

1 事前の手続き

(1) 事前協議

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に消防本部と協議したうえで危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、提出すること。

(2) 実施計画書の作成に係る留意事項

ア 実施計画書の添付書類

実施計画書には、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の案内図、配置図、敷地見取図等を添付すること。また、表紙は任意の様式とし、【別添1】の例により提出者の住所、氏名等、必要な事項を記載すること。

イ 実施計画書の作成

実施計画書は、第2に掲げる安全対策及び実施計画書作成例【別添2-1から2-4】を参考とし、作成すること。なお、特異な事例の危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、事前に十分な協議を行うこと。

2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き

震災時等における危険物の貯蔵取扱いは、平常時と異なる環境下で行われることによる貯蔵取扱い中の事故の他、余震等の更なる災害発生等、潜在的な危険を多く含んでいる。このことから二次災害の発生や被害拡大を防ぐために、危険要素を可能な限り排除し、平常時以上に貯蔵管理や取扱い方法に安全が要求されることを十分に認識し、以下により手続きをすること。

- (1) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請手続きの適用地震、台風、水火災等により甚大な被害が発生し、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はそれと同等の被害が発生したものと認められる場合において、災害防御活動又は災害復旧のため、通常の承認のいとまがないものとして消防長が認めた場合に適用される。
- (2) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請等
 - ア 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請
実施計画書が消防本部へ提出されている事業者等からの仮貯蔵・仮取扱いの承認申請については、電話又はファックス等（以下「電話等」）によることができる。
 - イ 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認
仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の実施方法等を実施計画書の内容と照合し、相違がないことが確認された場合は、速やかに口頭による承認をすること。
 - ウ 現地調査の実施
口頭による承認後は、消防本部により現地調査を実施し、安全確認及び必要に応じ安全対策を指導すること。（震災時等の規模、被害状況による。）
 - エ 危険物の仮貯蔵、仮取扱承認申請書の提出等
口頭により承認した申請者等は、来庁等の対応が可能となった場合、速やかに「危険物の仮貯蔵、仮取扱承認申請書」（以下「申請書」という。）を提出すること。
 - オ 申請の受付等
エの申請書の提出があったときは、速やかに審査を実施し、「危険物の仮貯蔵、仮取扱承認証」を交付すること。
- (3) 実施計画書と異なる場合の対応
電話等による申請の内容が実施計画書と異なる場合は、口頭の承認はしないこと。また、事前に提出された実施計画書の内容をよく確認すること。
- (4) 承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いを覚知した場合、承認を受けずに危険物の貯蔵・取扱いを実施することは、危険物事故による二次災害発生の高危険性が高いことから、貯蔵・取扱いの中止を命令することも考慮すること。
- (5) 実施計画書が提出されていない場合
実施計画書が提出されていない事業者等は、原則として通常の手続きとすること。（別紙2参照）

3 仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認

仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われることは原則認められないが、震災時等における災害復旧のため特に必要と認められる場合は再承認することができる。この場合、次の事項に留意すること。

- (1) 再承認が必要と認められる場合においても、1の承認は10日間とし、期間の延長は認められないこと。
- (2) 再承認が必要と認められる場合においては、再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行うこと。
- (3) 承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は速やかに危険物を除去すること。

第4 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等

1 想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて

震災時等に想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて、あらかじめ具体的に計画を整備し、許可内容との整合を図った場合、その範囲において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認は要しない。

(1) 許可内容への内包

事前に変更許可申請又は軽微な変更の届出（春日部市危険物の規制に関する規則様式第15号）により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関し、許可内容に内包すること。

(2) 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設については、震災等発生時における緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等について予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定すること。また、定期的に従業員に対する教育、訓練等を実施すること。

【想定される危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの例】

- ・設備等が故障した場合の代替機器の使用
- ・停電時における非常用電源及び手動機器の活用等

- (1) 給油取扱所での非常用発電機の使用
- (2) 給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプの使用

2 許可範囲外の臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて

あらかじめ許可内容に内包されない以下の事項等については、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認又は変更許可等の手続きを要する。

- (1) 許可を受けた危険物と異なる危険物を貯蔵・取扱いする場合
- (2) 既設の設備等において、使用目的や使用方法が全く異なる利用をする場合

【危険物施設で危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が必要な例】

- ・地下貯蔵タンクからの危険物の抜き取り及びドラム缶等による貯蔵等
- ・屋外貯蔵タンクから危険物の抜き取り、屋外貯蔵タンク間の危険物の移送時

第5 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱い

指定数量未満の危険物を臨時的に貯蔵し、又は取扱う場合においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続の必要はないが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防するため、適切に安全対策を講じること。

(1) 少量危険物に該当する場合

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いに係る位置、構造及び設備等について、少量危険物貯蔵・取扱届出書の届出が必要。

(2) 少量危険物に該当しない場合

本運用を参考に、状況に応じた安全対策を図ること。

2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る申請手数料は、申請目的や災害状況等を踏まえ、減免措置が適用される場合がある。

※ 春日部市手数料条例第4条第2項第7号参照。

【別紙1】震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

【別紙2】震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー

【別添1】危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書表紙例

【別添2-1から2-4】危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書作成例